

令和6年度群馬県鳥獣被害対策 の推進に関する施策の実施状況

群馬県鳥獣被害対策の推進に関する条例（平成31年群馬県条例第18号）
に基づく公表資料

令和7年10月
群 馬 県

目 次

1 農林水産業被害状況等の把握（第10条1号）	
（1）野生鳥獣による農林業被害の状況（鳥獣被害対策支援センター（以下「鳥獣センター」という。）	1
（2）野生鳥獣の捕獲状況（自然環境課）	2
（3）カワウによる内水面漁業被害の状況（蚕糸特産課、鳥獣センター）	5
（4）野生鳥獣の生息状況（鳥獣センター、蚕糸特産課）	6
（5）生態系への影響（自然環境課）	6
2 捕獲等従事者の確保・育成（第7条1号）	
（1）捕獲の担い手確保対策（自然環境課）	7
3 捕獲等に係る専門的知識及び技術の向上並びに事故防止のための対策（第7条2号）	
（1）わな猟免許取得者実技研修、実施隊研修（自然環境課、鳥獣センター）	8
（2）安中総合射撃場整備（自然環境課）	8
4 適正管理の推進（第7条3号）	
（1）適正管理計画の推進（鳥獣センター）	9
（2）指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲強化（自然環境課）	9
（3）先端技術の活用による効率的な捕獲実証（鳥獣センター）（第10条4号）	11
5 被害防止対策の推進（第8条1号・2号）	
（1）豚熱に係る野生イノシシ対策（農政課、蚕糸特産課、鳥獣センター）	12
（2）国交付金、県単事業を活用した被害防止対策（蚕糸特産課、農村整備課）	14
（3）森林・林業、生態系被害防止対策（自然環境課、林政課、林業試験場）	16
（4）移動抑制のための河川内伐木・刈払い（河川課）	17
（5）カワウの被害対策（蚕糸特産課、鳥獣センター）	17
（6）鳥獣害に強い集落づくり支援事業（鳥獣センター）	18
（7）対策を推進する人材の育成（鳥獣センター）	19
6 有効活用の推進にかかる調査研究及び情報発信（第9条）	
（1）放射性物質検査（自然環境課）	20
（2）野生獣肉の利活用（蚕糸特産課）	20
7 調査研究及び普及啓発（第10条2号・3号・5号）	
（1）ドローンを活用した野生鳥獣生息状況の把握（鳥獣センター）	21
（2）孺恋村広域被害防除柵（金網柵）の調査（鳥獣センター）	21
（3）捕獲におけるIoT・ICT機器の利活用（鳥獣センター）	22
（4）日本獣医生命科学大学との共同研究（鳥獣センター）	22
（5）堅果類豊凶調査（鳥獣センター）	22
（6）人身被害の状況、注意喚起（自然環境課）	23
8 顕著な功績の顕彰（第11条）	
（1）群馬県鳥獣被害対策功労者表彰（鳥獣センター）	24
9 鳥獣被害対策を総合的・計画的に実施するために必要な体制整備（第4条）	
（1）鳥獣被害対策本部（鳥獣センター）	24
（2）野生動物対策科学評価委員会（鳥獣センター）	24
（3）隣接県等との広域連携推進（自然環境課、蚕糸特産課、鳥獣センター）	24

1 農林水産業被害状況等の把握（第10条1号）

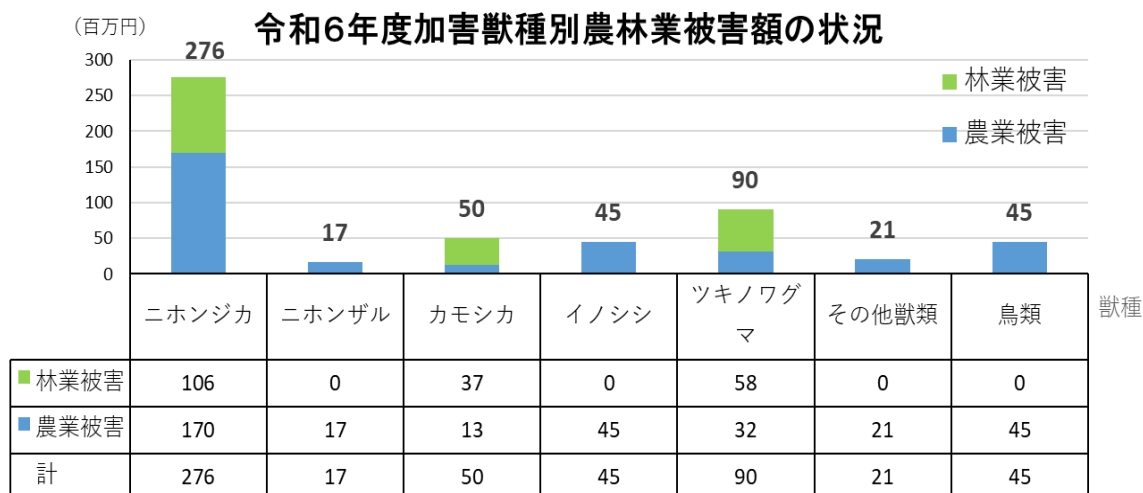
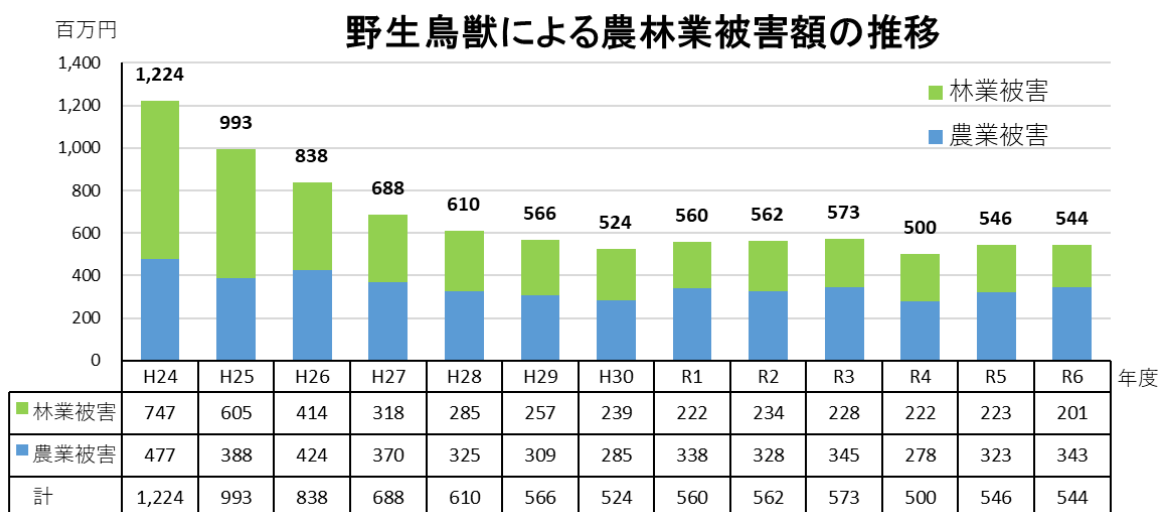
（1）野生鳥獣による農林業被害の状況（鳥獣センター）

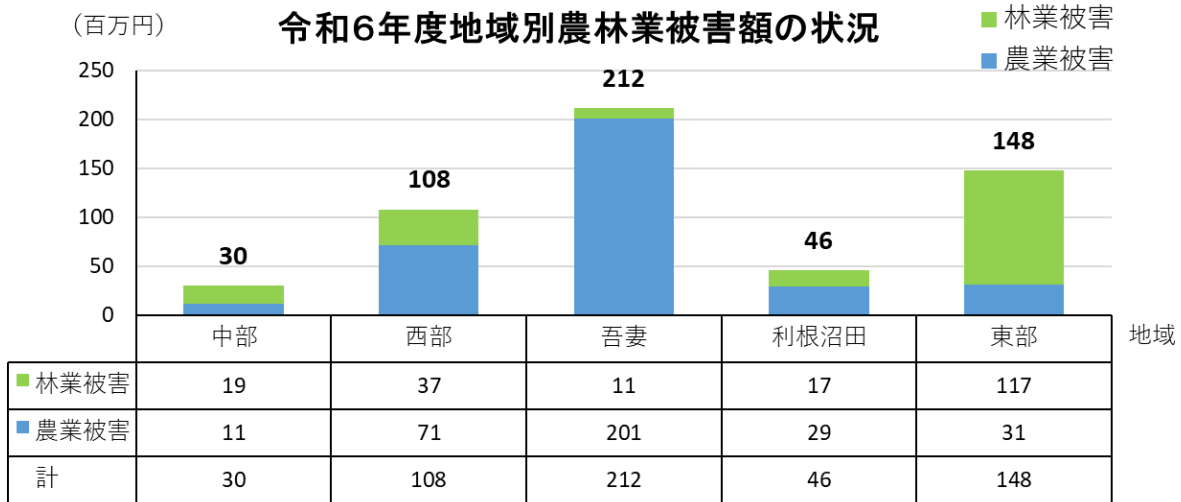
■年次推移

- ・野生鳥獣による農林業被害額は、平成24年度をピークに平成30年度までは減少、令和元年度以降は横ばいの状況
- ・令和4年度は令和3年度より減少したものの、令和5年度に増加に転じ高止まり傾向

■令和6年度の状況

- ・野生鳥獣による農林業被害額は、約5億4,400万円で、令和5年度と同等
- ・農林業被害額のうち、約3億4,300万円（約63%）が農業被害、約2億100万円（約37%）が林業被害
- ・農業被害は、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ及び鳥類によるものが多く、これらで約84%
- ・林業被害は、ニホンジカによるものが多く、ニホンジカだけで約53%
- ・被害額の大きい地域は、大きい順に吾妻、東部、西部で、構成比はそれぞれ全体の約39%、約27%、約20%

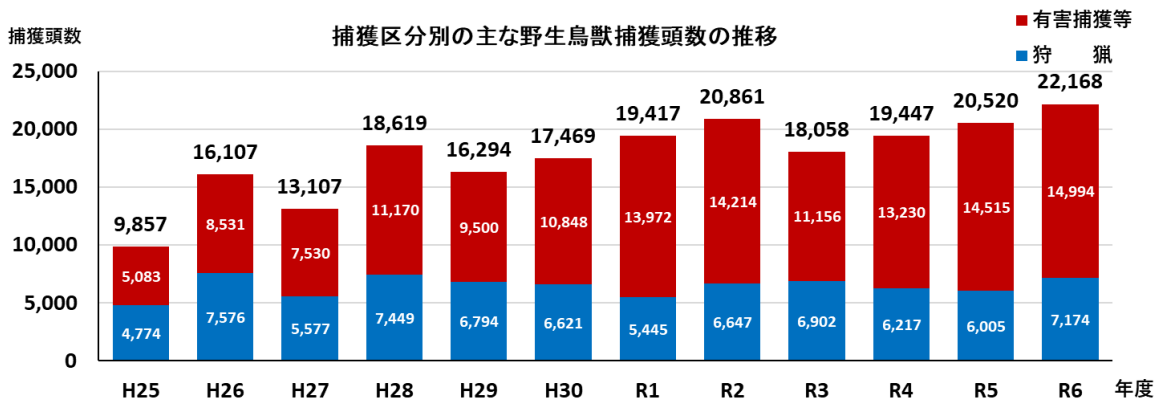




(2) 野生鳥獣の捕獲状況 (自然環境課)

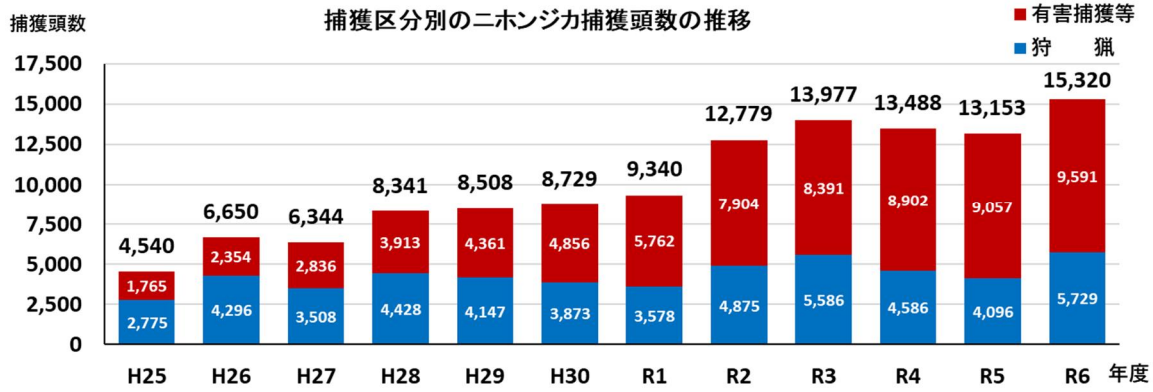
■ 主な野生鳥獣の捕獲状況 (令和年度は速報値)

- ・ ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマの総捕獲数は、22,168 頭で、令和5年度比で約 108%、1,648 頭の増加
- ・ 狩猟による捕獲数は 7,174 頭で、令和5年度比で約 119%、1,169 頭の増加
- ・ 有害捕獲等による捕獲数は 14,994 頭で、令和5年度比で約 103%、479 頭の増加
- ・ ニホンジカの捕獲頭数は 15,320 頭で、令和5年度比で約 116%、2,167 頭の増加
- ・ イノシシの捕獲頭数は 5,785 頭で、令和5年度比で約 92%、486 頭の減少
- ・ ツキノワグマの捕獲頭数は 432 頭で、令和5年度比で約 94%、28 頭の減少



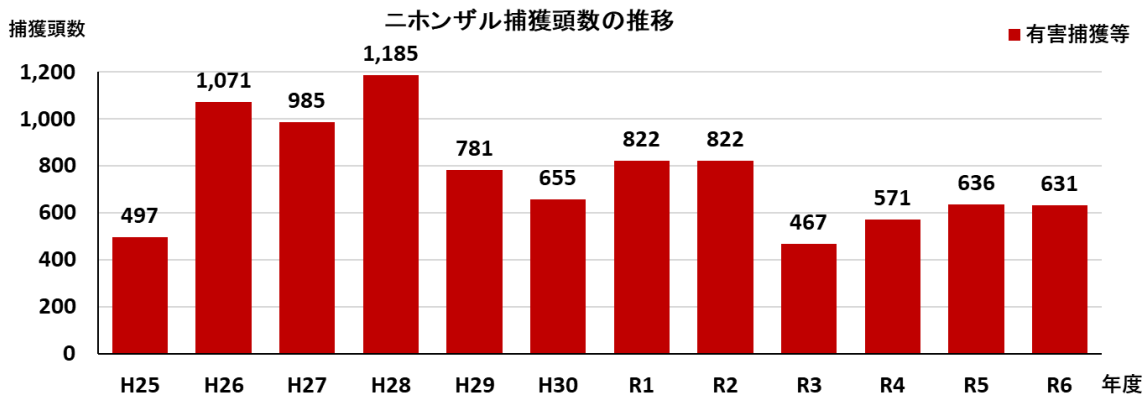
獣種	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	区分												
主な野生鳥獣	有害捕獲等	5,083	8,531	7,530	11,170	9,500	10,848	13,972	14,214	11,156	13,230	14,515	14,994
	狩猟	4,774	7,576	5,577	7,449	6,794	6,621	5,445	6,647	6,902	6,217	6,005	7,174
	合計	9,857	16,107	13,107	18,619	16,294	17,469	19,417	20,861	18,058	19,447	20,520	22,168

※有害捕獲等…被害防止、個体数調整、指定管理鳥獣捕獲等事業



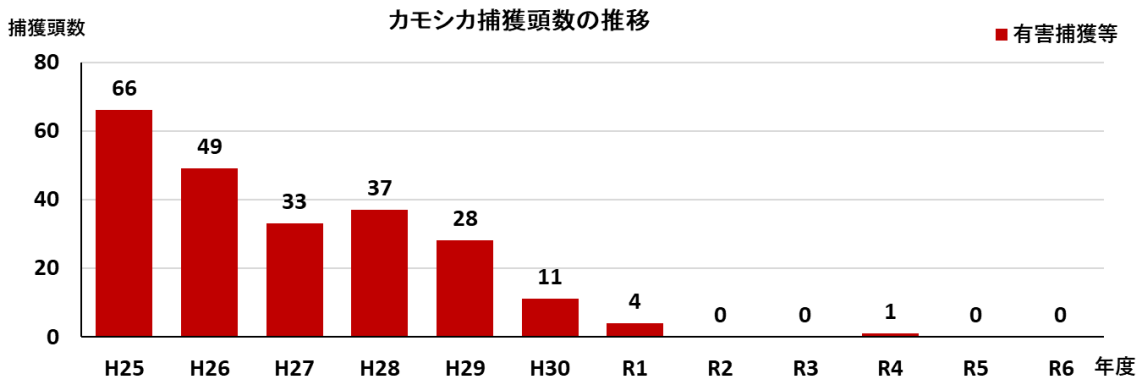
獣種	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ニホンジカ	有害捕獲等	1,765	2,354	2,836	3,913	4,361	4,856	5,762	7,904	8,391	8,902	9,057	9,591
	狩猟	2,775	4,296	3,508	4,428	4,147	3,873	3,578	4,875	5,586	4,586	4,096	5,729
	合計	4,540	6,650	6,344	8,341	8,508	8,729	9,340	12,779	13,977	13,488	13,153	15,320

※有害捕獲等…被害防止、個体数調整、指定管理鳥獣捕獲等事業



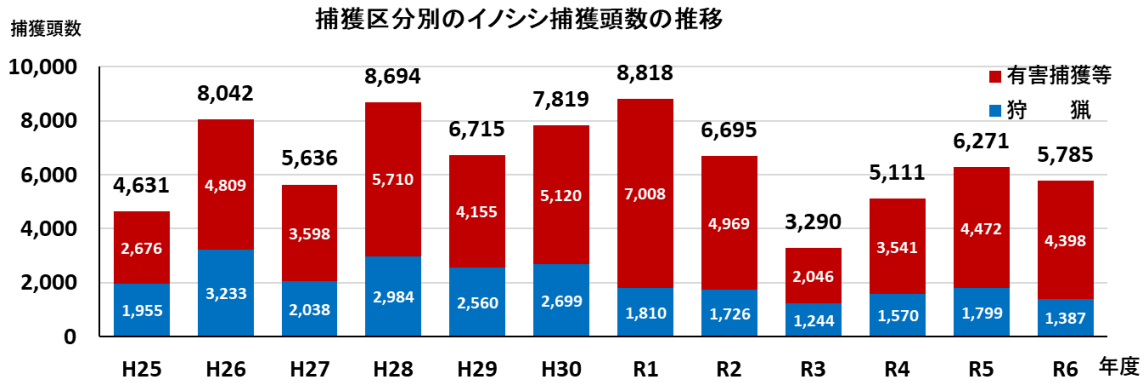
獣種	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ニホンザル	有害捕獲等	497	1,071	985	1,185	781	655	822	822	467	571	636	631

※有害捕獲等…被害防止、個体数調整



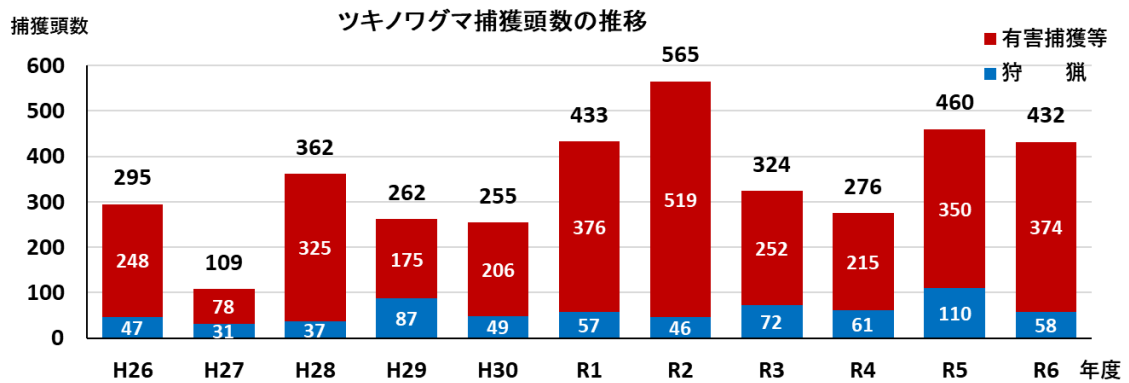
獣種	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
カモシカ	有害捕獲等	66	49	33	37	28	11	4	0	0	1	0	0

※有害捕獲等…個体数調整（被害防止）



獣種	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
イノシシ	有害捕獲等	2,676	4,809	3,598	5,710	4,155	5,120	7,008	4,969	2,046	3,541	4,472	4,398
	狩猟	1,955	3,233	2,038	2,984	2,560	2,699	1,810	1,726	1,244	1,570	1,799	1,387
	合計	4,631	8,042	5,636	8,694	6,715	7,819	8,818	6,695	3,290	5,111	6,271	5,785

※有害捕獲等・・・被害防止、個体数調整、指定管理鳥獣捕獲等事業



獣種	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ツキノワグマ	有害捕獲等	79	248	78	325	175	206	376	519	252	215	350	374
	狩猟	44	47	31	37	87	49	57	46	72	61	110	58
	合計	123	295	109	362	262	255	433	565	324	276	460	432

※有害捕獲等・・・被害防止、個体数調整

(3) カワウによる内水面漁業被害の状況（蚕糸特産課、鳥獣センター）

■被害状況

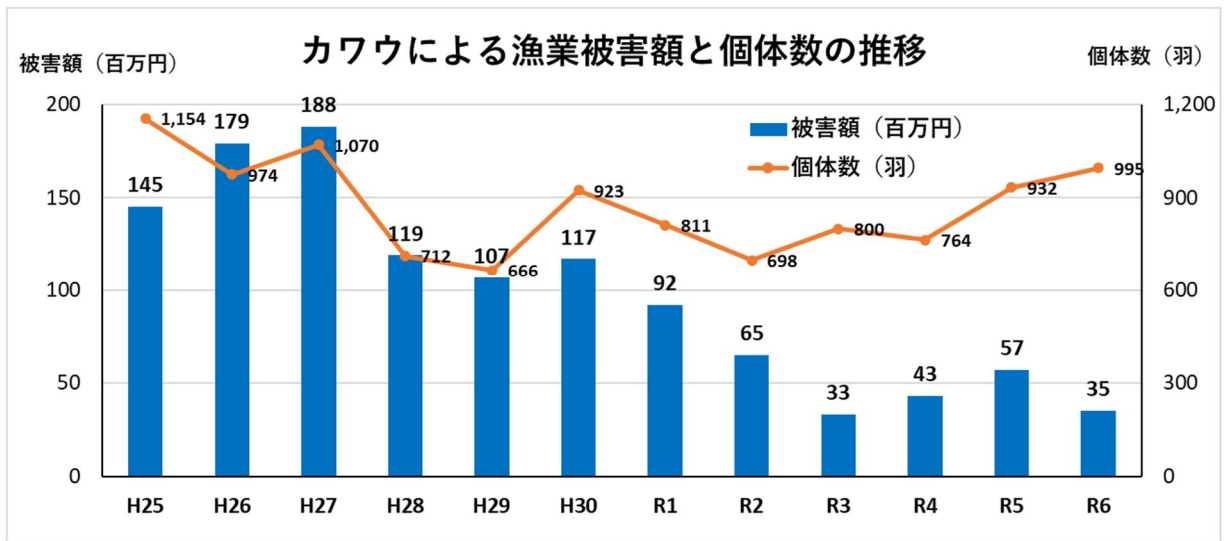
- ・ 漁業被害額は、平成 27 年度の約 18,800 万円をピークに令和 3 年度まで減少傾向であったが増加に転じ、令和 6 年度は約 3,500 万円で、令和 5 年度比で約 61%、約 2,200 万円の減少

■個体数

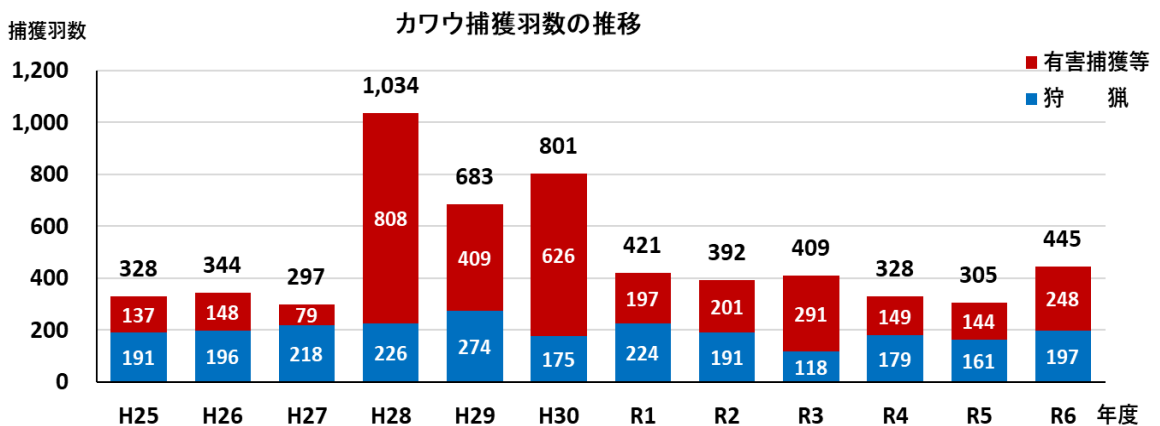
- ・ 個体数は、平成 25 年度の 1,154 羽をピークに減少傾向となり、平成 29 年度に最低値の 666 羽となったが、令和 6 年度 995 羽で、令和 5 年度比で約 107%、63 羽の増加

■捕獲羽数

- ・ 捕獲数は平成 28 年度から平成 30 年度にかけて増加したが、令和元年度に減少し、その後は横ばい傾向



区分 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
被害額(百万円)	145	179	188	119	107	117	92	65	33	43	57	35
個体数(羽)	1,154	974	1,070	712	666	923	811	698	800	764	932	995



獣種	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
カワウ	有害捕獲等	137	148	79	808	409	626	197	201	291	149	144	248
	狩猟	191	196	218	226	274	175	224	191	118	179	161	197
	合計	328	344	297	1,034	683	801	421	392	409	328	305	445

※有害捕獲等…被害防止、個体数調整

(4) 野生鳥獣の生息状況（鳥獣センター、蚕糸特産課）

- 適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）を策定しているニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ、カワウの6鳥獣について調査を実施
生息数や分布状況を踏まえ、効果的な管理を推進

鳥獣	生息状況の概要（令和6年度までの調査結果から）
ニホンジカ	（生息数） ・推定生息数：39,467頭（令和5年度調査） ・近年の推定生息数は減少したが、依然として多い （分布状況） ・中山間地域を中心にほぼ県内全域に分布
ニホンザル	（生息数） ・推定生息数：2,182頭・加害群74群（令和5年度調査） （分布状況） ・中部地域を除く、県内の広範な森林地域に生息
カモシカ	（生息数） ・推定生息数：4,418頭（令和6年度調査） （分布状況） ・上信越・南会津個体群、日光・足尾個体群及び秩父・多摩個体群の3つの地域個体群が生息
イノシシ	（生息数） ・推定生息数：10,961頭（令和5年度調査） ・豚熱感染による生息数の減少が推測されたが、その後は増加傾向 （分布状況） ・山岳地域及び一部の平野部を除く、ほぼ県内全域に分布
ツキノワグマ	（生息数） ・推定生息数：2,773頭（令和6年度調査） （分布状況） ・越後・三国地域個体群及び関東山地地域個体群の2つの地域個体群が生息
カワウ	（個体数） ・県内の個体数：995羽（令和6年度調査） ・近年の個体数はやや増加傾向

(5) 生態系への影響（自然環境課）

- 尾瀬では、ニホンジカによる湿原植生の踏み付けや掘り返し、希少な植物等の食害などが深刻な状況にあり、尾瀬の原生的な生態系に多大な影響
- 県では、地元市町村及び国等の関係機関と連携を図りながら「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」に基づき、必要な対策を実施

2 捕獲等従事者の確保・育成（第7条1号）

（1）捕獲の担い手確保対策（自然環境課）

■ 狩猟者の確保・育成対策

- ・ 狩猟免許事前講習、出前型狩猟免許試験の実施
- ・ 講習テキスト代の無償化、わな猟免許試験手数料の免除（18・19歳）

■ 狩猟免許試験及び狩猟者登録の実施

- ・ 狩猟免許試験の実施 8回（わな3回、網・わな2回、銃3回）
 うち 出前型試験 3回（わな3回（太田市、沼田市、安中市））
 うち 休日開催 5回（網・わな2回、銃3回）

■ 高校特別授業

- ・ 県立学校の生徒を対象に狩猟の魅力や社会的役割を伝える特別授業
- ・ 座学とわなの実演を組み合わせ実施：実施校5校

■ マッチングサポート事業

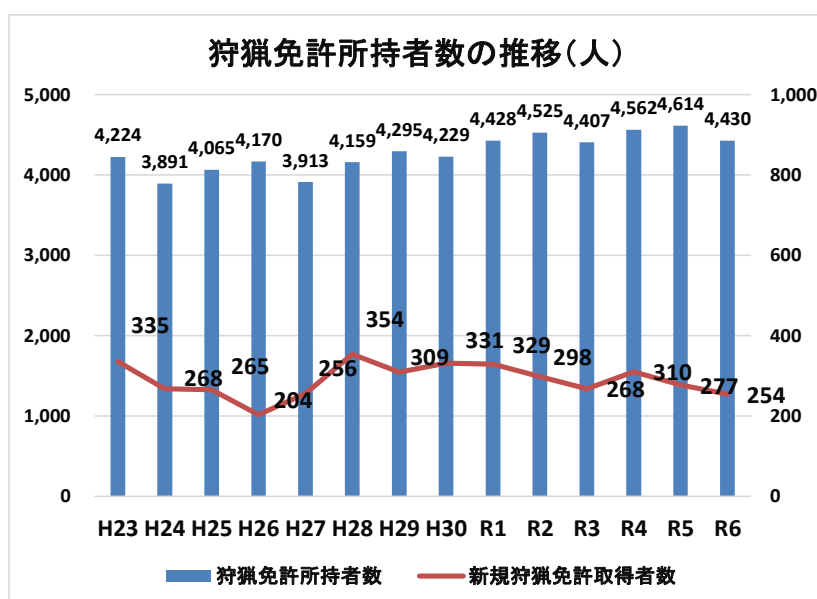
- ・ 狩猟初心者を対象として、狩猟グループとのマッチングや狩猟に関する相談会を安中総合射撃場ライフル射撃場先行開場に伴い新たに実施



高校特別授業



マッチングサポート事業



3 捕獲等に係る専門的知識及び技術の向上 並びに事故防止のための対策（第7条2号）

（1）わな猟免許取得者実技研修、実施隊研修（自然環境課、鳥獣センター）

■ 捕獲技術等の向上及び事故を防止するための技術講習会を開催

- ・ わな猟初心者講習会：高崎市、安中市、太田市 50人参加（計3回）

■ 市町村の有害捕獲を担う鳥獣被害対策実施隊を対象に、カモシカの錯誤捕獲対応、くくり罠及び捕獲個体の検体分析に関する研修等を実施

- ・ 鳥獣被害対策実施隊研修：187人参加（県内4箇所）



わな猟初心者講習会（講義）



わな猟初心者講習会（実技）

（2）安中総合射撃場整備（自然環境課）

■ 捕獲の担い手の確保・育成及び射撃技術の向上や捕獲に伴う安全教育訓練の場として総合的な射撃場を整備

- ・ 平成30年11月1日から「群馬県クレ射撃場」を休場し、工事に着手
- ・ 令和元年第3回前期定例会で設置管理条例を改正
- ・ 令和元年10月にクレ射撃施設が完成
- ・ 令和2年3月にライフル射撃施設及び防音壁が完成
- ・ 令和3年度に外構工事が完成
- ・ 令和4年度及び令和5年度にライフル射撃施設の安全性を高める工事を実施
- ・ ライフル射撃施設については、令和5年12月に公安委員会の指定通知書を受領し、令和6年3月に完成記念式典を開催。令和6年4月15日供用開始
- ・ クレ射撃施設については、法令の基準に適合するための対応策の検討を継続



ライフル射撃施設



ライフル射撃場完成式典

(3) 安中総合射撃場ライフル射撃場を活用した銃猟技術向上研修（自然環境課）

■ 先行開場したライフル射撃場を活用した銃猟技術向上研修会を新たに開催

- ・ 初心者スキルアップ研修（2回）
- ・ 高度銃猟技術向上講習会（1回）



初心者スキルアップ研修



高度銃猟技術向上講習

4 適正管理の推進（第7条3号）

(1) 適正管理計画の推進（鳥獣センター）

■ 適正管理計画の策定・推進

・ 生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している6鳥獣種について、科学的計画的な管理により農林業被害の減少等を図るための適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）を策定・推進

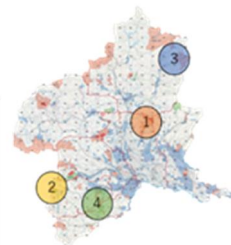
- ・ ニホンジカ適正管理計画（第六期：R7～11）
- ・ ニホンザル適正管理計画（第五期：R4～8）
- ・ カモシカ適正管理計画（第四期：R3～7）
- ・ イノシシ適正管理計画（第四期：R7～11）
- ・ ツキノワグマ適正管理計画（第三期：R4～8）
- ・ カワウ適正管理計画（第三期：R6～10）

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲強化（自然環境課）

■ 指定管理鳥獣捕獲等事業

- ・ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用し、生態系保全のためニホンジカ・イノシシの捕獲を実施（赤城地区、神津地区、尾瀬地区、秋畑地区）
- ・ ニホンジカ捕獲数：624 頭、イノシシ捕獲数：30 頭

年度	実施地区	①赤城		②神津		③尾瀬		④秋畑		合計	
		ニホンジカ	イノシシ	ニホンジカ	イノシシ	ニホンジカ	イノシシ	ニホンジカ	イノシシ	ニホンジカ	イノシシ
R6	目標	160	30	150	10	190	20	60	10	560	70
	実績	198	13	127	3	229	5	70	9	624	30



■ ツキノワグマ人身被害対策

- ・ 令和6年4月に指定管理鳥獣に指定されたツキノワグマに対する人身被害防止対策を新たに実施

目的	事業内容	実施時期	備考
注意喚起	動画による注意喚起	5月23日・9月30日公開	
	出没マップ	6月17日公開	
	県民向けパンフレット	9月30日公開	
市町村連携	市町村職員等向け研修	4月19日開催	
	人身被害原因調査	実績1	
	麻酔銃による不動物化支援	実績0	
	市町村向け対応マニュアル	9月17日公開	
	出没対応実施訓練	10月23日、11月20日実施	川場村・前橋市



クマ出没訓練

5 被害防止対策の推進（第8条1号・2号）

（1）豚熱に係る野生イノシシ対策（農政課、蚕糸特産課、鳥獣センター）

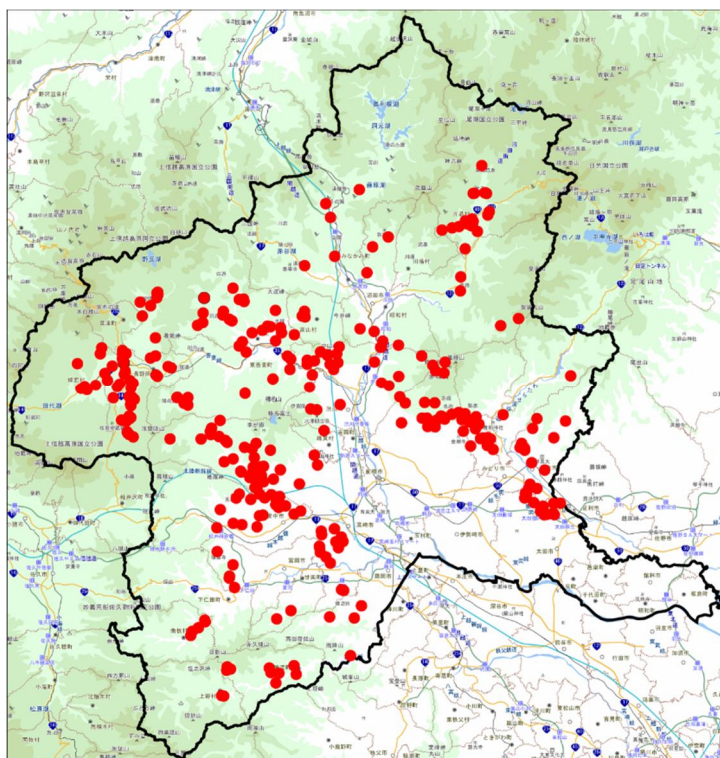
■参考：群馬県内の豚熱発生状況（令和7年6月30日現在）

	発生日	市町村	殺処分頭数
1例目	R2.9.26	高崎市	5,887
2例目	R3.4.2	前橋市	10,207
3例目	R3.8.7	桐生市	6,068
4例目	R3.10.19	前橋市	3,940
5例目	R3.11.26	桐生市	2,632
6例目	R4.4.22	太田市	3,035
7例目	R4.5.10	桐生市	5,505
8例目	R4.6.15	桐生市	5,232
9例目	R4.9.21	板倉町	660
10例目	R7.1.23	前橋市	5,529
11例目	R7.2.21	前橋市	7,944
12例目	R7.4.4	前橋市	7,348
13例目	R7.5.9	前橋市	464

■野生イノシシの感染状況モニタリング

・総検査数：6,150頭（令和元年10月～7年3月31日）うち陽性確認数：357頭
（令和6年度総検査数1,241頭うち陽性数64頭）

■野生イノシシ豚熱陽性確認地点（令和元年10月～7年3月31日）



■ 野生イノシシへの経口ワクチン散布

	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
散布地点数	411	946	1,364	2,200	2,240	2,240
散布回数	8,392	19,926	28,000	44,000	44,800	44,800

■ 豚熱に係る野生イノシシ捕獲強化対策（県単）

- ・ 有害捕獲奨励金の上乗せ支援：17市町村、3,691頭
- ・ イノシシ（成・幼獣）豚熱対策 ICT 活用 8千円/頭
- ・ 河川内緩衝帯整備 8河川

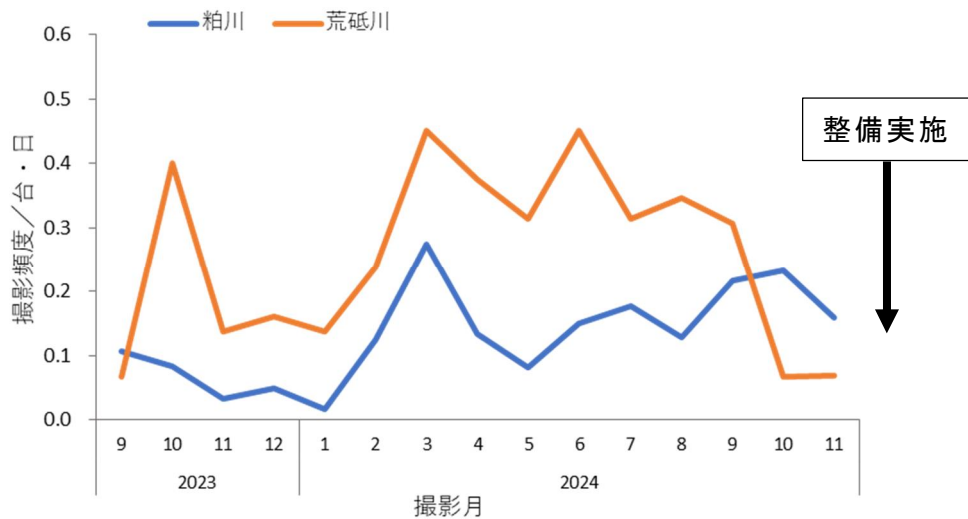


緩衝帯整備：整備前
高崎市榛名白川

緩衝帯整備：整備後

- ・ 赤外線カメラによる河川内緩衝帯整備の効果調査
緩衝帯整備の実施前後で、野生動物の河川内利用状況の変化を赤外線カメラで把握
2河川（前橋市）

イノシシ撮影頻度の平均



(2) 国交付金、県単事業を活用した被害防止対策（蚕糸特産課、農村整備課）

■鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）

- ・鳥獣被害防止特措法の規定により市町村が策定した鳥獣被害防止計画に基づく被害対策の取組を支援
- ・推進事業（捕獲機材（捕獲おり・わな）の導入等：21市町村、緩衝帯整備1市2.44ha
- ・整備事業（侵入防止柵設置：3町村6.3km）
- ・緊急捕獲活動支援事業：26市町村

■鳥獣害対策地域支援事業（県単）

- ・地域が主体となって実施する被害対策の取組を支援
- ・捕獲に係る人件費、捕獲おりやわな導入経費補助、捕獲奨励金の交付：34市町村

■小規模農村整備事業（県単）、農地耕作条件改善事業（国庫）など

- ・農地への侵入防止柵等設置の支援：10市町村（25地区）、延長36.3km



侵入防止柵：川場村

令和6年度鳥獣害防止柵設置等に係る補助事業 実績 (国庫、県単)

農村整備課 R7.5.7現在

	市町村	対象鳥獣	受益面積 (a)	事業内容 (柵の種類等)	延長 (m)	事業費 (千円)	国・県費 (千円)	事業名	備考 (地区名など)
1	孺恋村	イノシシ、シカ	2,900	金網柵 H=2.0m	300	10,516	8,412	【国庫】農地耕作条件改善事業	干保2期
2	高崎市	イノシシ、シカ	1,070	金網柵 H=2.0m	3,950	21,262	15,946	【国庫】農地耕作条件改善事業	多比良
3	前橋市	アライグマ、ハクビシン	12	電気柵 3段	260	166	83	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	清里
4	富岡市	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、シカ	130	電気柵 3段	830	493	246	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	白岩
5	富岡市	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、シカ	28	電気柵 3段	230	186	93	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	下高尾
6	安中市	イノシシ	1,733	電気柵 2段	7,435	4,817	2,408	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	下増田田中
7	東吾妻町	イノシシ	640	電気柵 4段	463	426	213	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	根古屋
8	東吾妻町	シカ、イノシシ	580	電気柵 2段	1,000	1,300	650	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	境野分去
9	沼田市	シカ、イノシシ	590	金網柵 H=2.0m	500	6,160	2,772	【県単】小規模農村整備事業	上川田
10	沼田市	シカ、イノシシ	260	金網柵 H=2.0m	510	1,000	500	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	佐山
11	みなかみ町	シカ	72	電気柵 6段	680	489	244	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	上牧1
12	みなかみ町	イノシシ	293	電気柵 2段	2,470	1,308	654	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	入須川
13	みなかみ町	イノシシ	437	電気柵 3段	1,870	1,213	606	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	布施1
14	みなかみ町	イノシシ	199	電気柵 3段	650	543	271	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	新巻
15	みなかみ町	イノシシ、シカ	55	電気柵 5段	500	351	175	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	師
16	みなかみ町	イノシシ、シカ	64	電気柵 8段	800	1,350	675	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	布施2
17	みなかみ町	イノシシ	44	電気柵 3段	380	343	171	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	下牧
18	みなかみ町	イノシシ	113	電気柵 5段	1,775	779	389	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	月夜野
19	みなかみ町	イノシシ、シカ	187	電気柵 4段	1,370	1,392	696	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	小川
20	みなかみ町	イノシシ、シカ	55	電気柵 5段 電気柵 3段	340 300	727	363	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	上牧2
21	みなかみ町	イノシシ、クマ	76	電気柵 4段	1,046	1,471	735	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	東峰
22	みなかみ町	イノシシ	1,750	電気柵 3段	6,270	3,675	1,837	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	後閑
23	片品村	イノシシ、シカ	35	電気柵 5段	2,000	590	265	【県単】小規模農村整備事業	牛の平
24	桐生市	イノシシ、シカ	13	金網柵 H=1.5m	180	170	85	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	馬立
25	桐生市	イノシシ	50	電気柵 2段	230	111	55	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	鶴ヶ谷
	10市町村		11,386		36,339	60,838	38,544		
	8市町村		7,416	うち小規模	32,089	29,060	14,186		

(3) 森林・林業、生態系被害防止対策（自然環境課、林政課、林業試験場）

- 補助公共造林事業などによる森林獣害対策（防止柵設置、忌避剤散布等）
 - ・ 忌避剤散布 142 ha、獣害防止柵 3,447m、獣害防止帯等 18 ha に対し支援
- 林業者等の捕獲支援等
 - ・ 林業者等によるクマ捕獲を、みどり市で実施
 - ・ 捕獲は、国庫事業に県単独事業で嵩上げを行い支援
- ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業
 - ・ 野生鳥獣の出没対策等を目的として、荒廃した里山林・平地林の整備や管理を支援
25 市町村が実施
- 獣類被害対策の効率的な管理手法の開発
 - ・ 防鹿柵の管理道について、除草剤を用いた簡易な設置手法を開発
- 芳ヶ平湿地群におけるニホンジカ対策
 - ・ 芳ヶ平の大平湿原において、芳ヶ平湿地群ラムサール条約連絡協議会と連携し、試験的に植生保護柵を設置
- 尾瀬ニホンジカ対策強化事業（県単）
 - ・ 「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」により定められた優先防護エリアにおいて、越冬可能な大規模植生保護柵（山の鼻植物研究見本園：約 12.6ha、至仏山オヤマ沢田代：約 0.4ha）による実証事業を実施



植生保護柵：大平湿原

(4) 移動抑制のための河川内伐木・刈払い (河川課)

■ 移動抑制のための河川内伐木・刈払い

- ・ 有害鳥獣の移動を抑制するため、11 河川の伐木及び刈払いを実施



(着手前)



(完成)

小平川 (みどり市大間々町小平) の整備状況



(着手前)



(完成)

烏川 (高崎市倉渚町) の整備状況

(5) カワウの被害対策 (蚕糸特産課、鳥獣センター)

- 飛来数調査を群馬県漁業協同組合連合会に委託し、漁場への飛来数を把握
- 漁業協同組合による追い払い、食害防除、捕獲等に対し支援
- カワウの繁殖抑制対策のため、ドローンを用いたドライアイス投下の実証



ドローンによる繁殖抑制

(6) 鳥獣害に強い集落づくり支援事業（鳥獣センター）

■鳥獣害に強い集落づくり支援

- ・地域住民による効果的な被害対策の実施や継続的な実施体制づくりを支援

番号	事務所	市町村	地区等	主な取組内容
1	中部	前橋市	落花生生産者	・電気柵実証ほ場設置 ・被害対策研修会
2	西部	富岡市	白岩	・センサーカメラ調査 ・被害対策研修会
3	吾妻	嬭恋村	田代 (湯尻)	・センサーカメラ調査 ・電気柵の設置効果検討 ・被害対策研修会
4			田代 (ウズラ)	・センサーカメラ調査 ・電気柵実証ほ場設置 ・被害対策研修会
5			干俣 (第11集荷場-バラギBコース)	・センサーカメラ調査 ・電気柵実証ほ場設置 ・被害対策研修会
6			干俣 (第5集荷場-土手窪)	・センサーカメラ調査 ・被害対策研修会
7	利根 沼田	みなかみ 町	下津中村地区	・センサーカメラ調査 ・被害対策研修会
8	東部	桐生市	鶴ヶ谷	・被害対策研修会



獣害対策研修会(桐生市)



ワークショップ(みなかみ町)

(7) 対策を推進する人材の育成（鳥獣センター）

■被害対策に携わる人材を体系的に育成するため、被害対策を実施する範囲に応じた知識や技術を習得していくための各種研修を実施

- ・高度専門技術者育成研修：49名参加（6回開催）
- ・地域対策指導者育成研修：193名参加（10回開催）
- ・地域リーダー育成研修：297名参加（12回開催）
- ・鳥獣被害対策実施隊研修：187名参加（4回開催）
- ・市街地出没対応研修：40名参加（1回開催）
- ・農業後継者研修：59名参加（4回開催）



鳥獣被害対策実施隊研修（座学）



鳥獣被害対策実施隊研修（実習）

6 有効活用の推進にかかる調査研究及び情報発信（第9条）

（1）放射性物質検査（自然環境課）

- 県内で捕獲されたイノシシ等の野生鳥獣肉については、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質拡散の影響による出荷制限
- 野生鳥獣の生息環境の状況把握と野生鳥獣肉を自家消費する際の判断材料として、平成23年度から県内で捕獲された野生鳥獣肉の放射性物質検査を継続して実施
- 群馬県ニホンジカ肉の「出荷・検査方針」に基づく全頭検査結果を実施

鳥獣種別検査数及び基準値（100Bq/kg）超過数

鳥獣種	上期検査		下期検査		合計		出荷制限
	検査数	基準超	検査数	基準超	検査数	基準超	
イノシシ	4	0	10	1	14	1	H24.10.10～ 県内全域
ニホンジカ	11	0	36	3	47	3	H24.11.14～ 県内全域
ツキノワグマ	17	7	22	9	39	16	H24.9.10～ 県内全域
ヤマドリ	0	0	0	0	0	0	H25.1.23～ 県内全域
合計	32	7	68	13	100	20	

群馬県ニホンジカ肉の「出荷・検査方針」に基づく全頭検査結果

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
基準値以下	17	17	36	20	7	10	39	33	13	5	11	26	234
基準値超過	0	1	1	3	0	0	2	1	0	0	0	0	8
合計	17	18	37	23	7	10	41	34	13	5	11	26	242

（2）野生獣肉の利活用（蚕糸特産課）

- 原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から出荷制限が指示されていた群馬県内で捕獲された野生獣肉（シカ）について、県の出荷・検査方針に基づき、施設における取扱個体の全頭検査を条件として、令和5年8月18日に処理加工施設単位で出荷制限が一部解除された
- 令和6年度は、高崎市処理加工施設において、高崎市、みどり市、桐生市から242頭の搬入があった。

7 調査研究及び普及啓発（第10条）

（1）ドローンを活用した野生鳥獣生息状況の把握（鳥獣センター）

- ドローンを利用した野生鳥獣の生息調査を実施
 - ・赤外線カメラを利用したニホンジカの夜間生息調査
 - ・カワウの正確な営巣状況・抱卵数の確認



孺恋村赤外線カメラ夜間調査



カワウ生息状況確認

（2）孺恋村広域被害防除柵（金網柵）の調査（鳥獣センター）

- 孺恋村広域柵の管理状況の調査を実施
 - ・捕獲強化と並行して柵の管理が重要となる
 - ・現地確認による破損状況の把握及び修理方法の検証



金網柵の設置状況

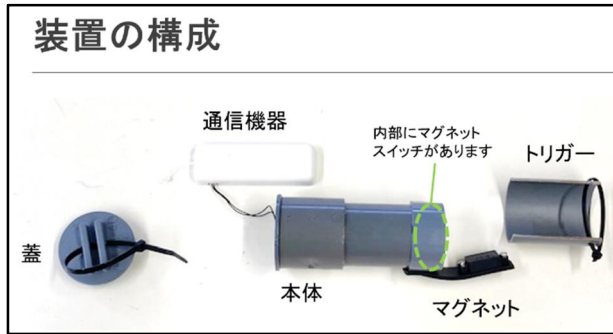


金網柵の維持管理の検討

(3) 捕獲における IoT・ICT 機器の利活用（鳥獣センター）

■ わな作動通報装置および捕獲報告アプリによる捕獲者の負担軽減

- ・ マグネットトリガーによりわな作動の通報を行う装置の開発
- ・ 捕獲報告時にアプリを利用し、捕獲情報のデジタル化



わな作動時の通報装置



捕獲報告アプリ

(4) 日本獣医生命科学大学との共同研究（鳥獣センター）

■ 日本獣医生命科学大学との連携による対策技術等の開発

- 「野生動物対策推進に関する包括連携協定」に基づき、共同研究を実施
- ・ 「アライグマの効果的な捕獲システムの開発」
 - ・ 「アライグマ等による感染症リスクの評価」

(5) 堅果類豊凶調査（鳥獣センター）

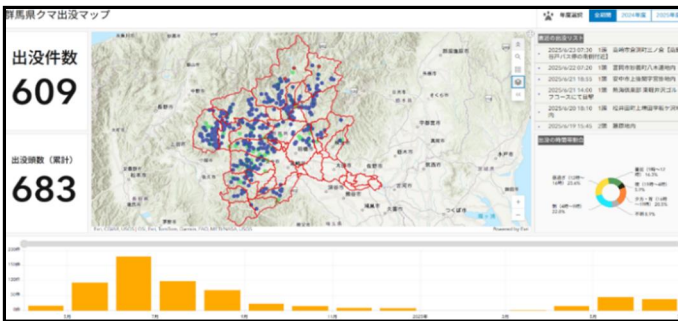
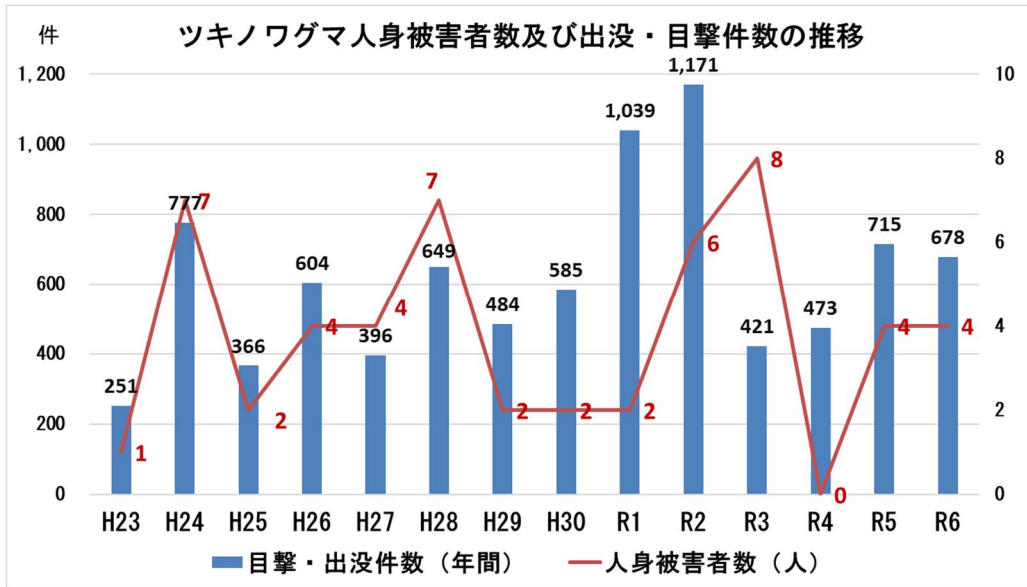
■ 堅果類豊凶調査

- ・ 野生動物にとって、堅果類（ドングリ）の実は、秋から冬にかけての重要な食料資源
- ・ ツキノワグマは堅果類への食料依存度が高く、堅果類の豊凶が出没や生息数に大きく影響
- ・ 調査結果は、5 樹種合計で「不作」

実の量	豊凶の区分	樹種					5 樹種合計
		ブナ	ミズナラ	コナラ	クリ	ミズキ	
多 ↑ ↓ 少	大豊作						
	豊作						
	並作						
	不作	○	○	○	○		●
	凶作					○	
	大凶作						
少ない	無（結実がみられない）						

(6) 人身被害の状況、注意喚起 (自然環境課)

- 令和6年度のツキノワグマ目撃・出没件数は 678 件
- ツキノワグマによる人身被害者数は、4 人 (3 件)
- イノシシによる人身被害の発生件数は、1 件
- ツキノワグマの出没マップ、動画及びパンフレットにより普及啓発を行った (再掲)。



(URL: [ツキノワグマの出没マップ](#))



(URL: [普及啓発用動画](#))



(URL: [パンフレット](#))



(URL: [普及啓発用動画](#))

8 顕著な功績の顕彰（第11条）

（1）群馬県鳥獣被害対策功労者表彰（鳥獣センター）

- 「群馬県鳥獣被害対策の推進に関する条例」に基づき、地域の鳥獣被害対策に継続して取り組み、被害の軽減等に関して顕著な功績があった個人や団体の表彰を実施

・令和6年度表彰者

被表彰者	受賞分野
大矢 力 氏	鳥獣被害に係る人材の育成

9 鳥獣被害対策を総合的・計画的に 実施するために必要な体制整備（第4条）

（1）鳥獣被害対策本部（鳥獣センター）

- 「鳥獣被害対策本部会議」及び「鳥獣被害対策推進会議」を開催し、被害防止対策等の取組方針の決定や対策の進捗状況を把握
- 県内5地域で「地域鳥獣被害対策推進会議」を開催し、市町村等と連携した地域の実態に応じた被害対策を推進

（2）野生動物対策科学評価委員会（鳥獣センター）

- 「野生動物対策科学評価委員会」を開催し、県及び市町村の事業実施状況等について評価を行い、専門家の意見等を踏まえ、今後の効果的な施策の展開を検討

（3）隣接県等との広域連携推進（自然環境課、蚕糸特産課、鳥獣センター）

- 北関東磐越6県での野生鳥獣による被害対策連携会議を開催し、情報交換や研修会の相互活用等による広域連携を推進
- 群馬・長野県境ニホンジカ広域捕獲意見交換会を行い、広域捕獲対策の取組を推進
- 関東カワウ広域協議会を開催し、福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・東京・千葉・神奈川県・新潟・山梨・静岡の11都県と国によるカワウ被害防止及び適切な個体群管理を推進
- 渡良瀬遊水地連携捕獲協議会を開催し、茨城・栃木・群馬・埼玉県の4県境にまたがる渡良瀬遊水地におけるイノシシ生息状況調査や広域捕獲対策の取組を推進